

雲南市立中学校に係る部活動の方針

趣旨

雲南市教育委員会では、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」並びに「島根県部活動の在り方に関する方針」に則り、中学生が心身の健康を保持増進し、豊かな中学校生活を送ることができるよう、雲南市立中学校の運動部及び文化部の活動に係る方針を策定しました。本方針で規定していない事項は、国のガイドライン及び島根県の方針を準用します。

1. 適切な運営・指導の実施

①「部活動に係る活動方針」及び「年間活動計画」等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

②生徒の発達段階及び心身の状態に配慮して活動を行う。

③生徒の健康状態に配慮して活動内容に調整を加えながら活動を進める。
・感染症対策を徹底したうえで、感染状況等に応じて、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル」及び関係通知を参考に適切に対応する。
・熱中症対策は、公益財団法人日本スポーツ協会の「熱中症予防運動指針」等を参考に適切に対応する。

2. 適切な休養日等の設定

(1) 休養日

①学期中の平日は少なくとも1日以上、かつ土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）に少なくとも1日以上とする。（毎月第三日曜日「うんなん家庭の日」を含む。）長期休業中も学期中に準じた扱いとする。また、閉庁期間中^{※1}も休養日とする。ただし、週末に大会やコンクール参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることとする。

②生徒の健康面に配慮し、練習日が連続しすぎないように休養日は適切に設ける。

(2) 活動時間

1日の活動時間は、平日は長くとも2時間程度とし、週末、祝祭日及び長期休業日は長くとも3時間程度とする。なお、練習試合等でやむなく長時間の活動を行う際には、生徒の健康面に配慮し、休憩時間を適切に設定する。

^{※1}雲南市教育委員会が別に定める「日直を置かなくてもよい日」

(附則)

1. この方針は令和5年5月1日より適用する。